

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 2月 5日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月 5日に不適合管理委員会が審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：33件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1・2号機超高压開閉所空気圧縮機試運転時において、耳栓の未着用での作業が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	県・町提出資料の確認時、「工事計画件名一覧[参考資料]」の原子炉格納容器ドレン系隔離弁改造工事及びサブレッションチェンバストレーナ取替工事の工期に誤記が認められたため、対応検討	C	
3	1号機	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ制御盤の扉の鍵の破損による施錠不可が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
4	1号機	燃料取出し作業中、燃料交換機において、エラーメッセージ「トリガー極限停止」の発生が認められたため、当該部を点検・修理	C	
5	2号機	高压注水系の急速作動試験において、流量変換器の不調による系統流量のハンチングが認められたため、当該流量変換器を点検・修理	C	
6	3号機	原子炉冷却材浄化系廃フィルタ沈降分離槽（A・B）レベル計において、指示不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
7	3号機	エリア放射線モニタの活性炭ホルドアップ装置建屋2階検出器において、下限警報の発生が認められたため、対応検討	D	
8	3号機	タービン建屋補機冷却ポンプ（B）吸込配管の圧力計装用検出配管において、振動が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
9	3号機	計装用空気系空気圧縮機（A）圧力制御用アンローダ電磁弁において、異音が発せられたため、当該弁を点検・修理	D	
10	3号機	高压復水ポンプ（B・C）駆動用モータの反カップリング側軸受下部に油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	放射性廃棄物処理建屋換気空調設備給気加熱蒸気入口圧力指示計において、指示不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
12	3号機	廃棄物処理系シャワードレンポンプ（B）において、ポンプベース排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
13	3号機	復水給水酸素注入装置流量調整ラックにおいて、警報リセットボタンの破損が認められたため、当該リセットボタンを交換	D	
14	4号機	プロセス放射線モニタの非常用ガス処理系排気ガスサンプル装置において、流量の低下による警報の発生が認められたため、対応検討	C	
15	4号機	主変圧器防災装置において、水噴霧ノズルに詰まりが認められたため、当該ノズルを点検・修理	D	
16	4号機	換気空調系冷却装置[常用ターボ冷凍機（B）]海水入口弁において、動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	4号機	主変圧器エリアページングにおいて、通話不良が認められたため、当該ページングを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
18	4号機	主発電機密封油真空ポンプ（B）において、軸受潤滑油補給口に油のにじみが認められたため、当該軸受を点検・修理	D	
19	4号機	原子炉自動減圧系窒素ガス供給装置（A）出口弁において、グランド部にリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	5号機	主復水器細管洗浄装置（A2）ボール循環ポンプ入口圧力計元弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	5号機	計装用空気系空気圧縮機（A）潤滑油圧力計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
22	5号機	原子炉建屋床ドレンサンプ（B）ポンプ（B）の点検時、電動機シャフトジャーナル部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
23	5号機	主タービン加減弁総開度記録計において、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
24	6号機	非常用ディーゼル発電機6A機関冷却水ポンプにおいて、グランド受けドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
25	6号機	起動領域中性子束モニタ（A）フィルタードペリオド指示計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
26	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備廃液ろ過器（C）逆洗水出口弁において、動作不良（全閉不能）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
27	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）雑固体投入ダンパにおいて、雑固体の噛み込みによる動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
28	その他	水処理設備排水用助剤ポンプ出口弁において、接続部よりリーク（1滴/15秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
29	その他	海生物処理設備前処理装置汚水供給ポンプにおいて、汚水が移送出来ないため、当該ポンプを点検・修理	D	
30	その他	トラブル検討会の記録（燃料リーク対策）の様式に不備が認められ指導を受けたため、対応検討	B	
31	その他	原子力災害対策マニュアル内の「準拠法令等」の記載に不備が認められ指導を受けたため、対応検討	B	
32	その他	原子力災害活動で使用する資料について、更新に関する手続きに不備が認められ指導を受けたため、対応検討	B	
33	その他	ジャンパー・リフトの作業ミス防止対策の計画的な実施について指導を受けたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで